

債券発行概要書(発行者情報)

(令和4年中間事業年度)

自 令和4年4月1日

至 令和4年9月30日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 令和4年中間事業年度」（以下「本発行者情報概要書」といいます。）は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号。以下「機構法」といい、平成21年6月1日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。）第40条第1項に基づき発行する債券（以下「機構債券」といいます。）の発行者である地方公共団体金融機構（以下「機構」といい、平成21年6月1日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。）の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を令和4年9月30日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、令和4年9月30日現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債（以下「地方金融機構債」といいます。）を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」（以下「各証券情報概要書」といいます。）を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号。以下、平成21年6月1日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。）に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第37条第1項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園1番3号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	3
2【事業等のリスク】	27
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
4【経営上の重要な契約等】	44
第3【設備の状況】	45
1【主要な設備の状況】	45
2【設備の新設、除却等の計画】	45
第4【機構の状況】	46
1【出資金等の状況】	46
2【役員の状況】	47
第5【経理の状況】	47
【中間財務諸表等】	48
(1)【中間財務諸表】	48
①【中間貸借対照表】	48
②【中間損益計算書】	49
③【中間純資産変動計算書】	50
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	51
(2)【主な資産及び負債の内容】	71
(3)【その他】	71
第6【機構の参考情報】	71
中間監査報告書	巻末

【法人情報】

第 1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

機構の最近 3 中間事業年度及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

(単位：百万円、人)

回次	第 13 期中	第 14 期中	第 15 期中	第 13 期	第 14 期
決算年月	令和 2 年 9 月	令和 3 年 9 月	令和 4 年 9 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
経常収益	128,772	113,903	102,545	259,923	235,867
経常利益	56,432	49,438	44,566	118,247	110,319
中間純利益	9,582	9,221	10,305	—	—
当期純利益	—	—	—	27,388	32,263
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	333,612	348,696	375,913	340,621	368,104
総資産額	24,698,689	24,787,039	24,718,988	24,857,606	24,834,865
営業活動による キャッシュ・フロー	654,801	△180,056	116,479	827,664	△399,361
投資活動による キャッシュ・フロー	△196,594	△317,077	△20,101	△227,710	△327,271
財務活動による キャッシュ・フロー	△40,000	△20,000	△25,000	△50,958	△26,308
現金及び現金同等物の 中間期末残高又は期末残高	975,644	589,297	424,869	1,106,432	353,491
職員数	87	89	88	85	90

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、機構の業務の内容に重要な変更はありません。

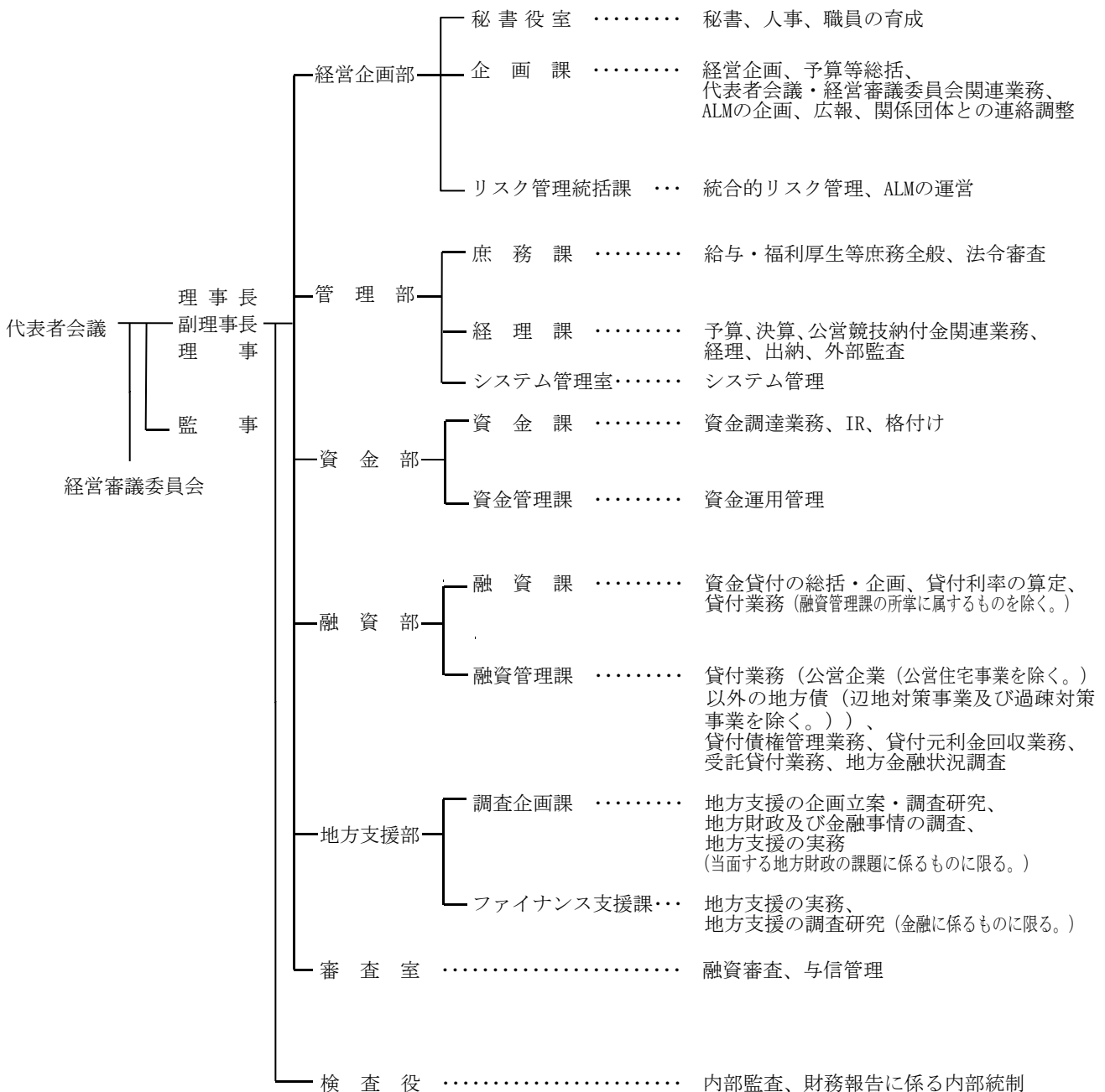
3【従業員の状況】

令和4年9月30日現在における機構の職員数は、88人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和4年9月30日現在）



第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一歩を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経営理念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和4年度事業実施方針、令和4年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和4年度事業実施方針

令和4年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話を行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付け及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症が社会経済に大きな影響を与えている環境下においても、資金調達や貸付けなど必要な業務を適切に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体が抱える課題等を踏まえ、地方支援業務をはじめとする各事業の実施に当たり、柔軟かつ適切に対応する。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和4年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）や住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和4年度貸付計画の概要

改正後の令和3年度地方債計画及び令和4年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,700億円を計上する（令和3年度貸付計画額2兆5,100億円から8,400億円、33.5%の減。詳細は表1のとおり。なお、令和2年度貸付計画額は1兆6,600億円）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業、

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続の効率化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和4年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名	区分	令和4年度	令和3年度	差引	増減率	【参考】
		計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B) (C)	(C) / (B) ×100	令和4年度 地方債計画 計上額
一般会計債	公共事業等	320	317	3	0.9	361
	公営住宅事業	112	124	▲12	▲9.7	125
	学校教育施設等整備事業	65	81	▲16	▲19.8	146
	社会福祉施設整備事業	80	90	▲10	▲11.1	91
	一般廃棄物処理事業	57	66	▲9	▲13.6	110
	一般事業	59	60	▲1	▲1.7	83
	地域活性化事業	85	107	▲22	▲20.6	86
	防災対策事業	115	134	▲19	▲14.2	138
	地方道路等整備事業	225	257	▲32	▲12.5	303
	合併特例事業	843	933	▲90	▲9.6	803
	緊急防災・減災事業	1,285	1,453	▲168	▲11.6	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	1,065	831	234	28.2	2,088
	緊急自然災害防止対策事業	961	870	91	10.5	1,007
	辺地対策事業	16	-	16	皆増	16
	過疎対策事業	656	594	62	10.4	730
計	5,944	5,917	27	0.5	7,765	
臨時財政対策債	3,834	6,014	▲2,180	▲36.2	2,350	
減収補填債	-	6,000	▲6,000	皆減	-	
(一般会計債等分計)	9,778	17,931	▲8,153	▲45.5	10,115	
公営企業債	水道事業(上水道)	1,935	1,963	▲28	▲1.4	2,018
	水道事業(簡易水道)	85	74	11	14.9	89
	交通事業(一般交通)	28	28	0	0.0	33
	交通事業(都市高速鉄道)	296	261	35	13.4	360
	病院事業	1,093	1,004	89	8.9	1,296
	下水道事業	3,203	3,593	▲390	▲10.9	3,320
	工業用水道事業	79	74	5	6.8	77
	電気事業	53	36	17	47.2	58
	ガス事業	14	13	1	7.7	16
	介護サービス事業	14	11	3	27.3	17
	市場事業	76	88	▲12	▲13.6	31
	と畜場事業	2	1	1	100.0	1
	駐車場事業	4	2	2	100.0	1
	小計	6,882	7,148	▲266	▲3.7	7,317
	港湾整備事業	24	19	5	26.3	29
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	16	2	14	700.0	3	
小計	40	21	19	90.5	32	
計	6,922	7,169	▲247	▲3.4	7,349	
計	16,700	25,100	▲8,400	▲33.5	17,464 (前年度比 ▲20.0%)	

注1) 事業等名は、令和4年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

Ⅱ 令和4年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

また、日本銀行の一連の金融政策により低金利の状況が長期間に及んでいることに加え、海外情勢等により市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの削減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、ESG 投資の高まりなども含めた投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における信認を確固たるものとするこゝで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和 4 年度資金調達計画の概要

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和 4 年度においては、表 2 のとおり公募債を 1 兆 1,950 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 5,300 億円発行するほか、長期借入を 750 億円行う予定である。

令和4年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	令和4年度	令和3年度
国内債	6,550億円	7,700億円
10年債	2,700億円	2,800億円
20年債	1,000億円	1,100億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP債	2,450億円	3,400億円
国外債	3,000億円	3,500億円
フレックス枠	2,400億円	2,750億円
計	11,950億円	13,950億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和4年度	令和3年度
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,300億円	2,300億円
10年債	1,000億円	1,100億円
20年債	1,300億円	1,200億円
計	5,300億円	5,300億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和4年度	令和3年度
	750億円	750億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和4年度	令和3年度
4年債	—	2,400億円
計	—	2,400億円

※ 令和4年度の発行予定はなし。

※ 令和3年度については、当初計画額を計上。なお、令和3年12月に見直しを行い、1,600億円に減額している。

4 合計

合計	令和4年度	令和3年度
	18,000億円	22,400億円
政府保証債除く	18,000億円	20,000億円

※ 令和3年度は、当初計画額を計上。

Ⅲ 令和4年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、引き続き地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和4年度地方支援業務の概要

「調査研究」については、国立大学法人政策研究大学院大学と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとして、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むほか、諸外国の地方財政制度、地域金融等に関する調査研究に、専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組む。

「人材育成・実務支援」については、総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を着実に実施するとともに、先進事例等を紹介するセミナーを実施するなど、丁寧できめ細かい支援を実施する。また、地方財政に関する基本的な制度や地方公共団体の政策上の課題等幅広い分野にわたって学びの機会を拡充するとともに、遠隔地の小規模な団体も含めた地方支援業務の効果向上、新型コロナウイルス感染症への対応のため、eラーニング等 ICT 技術を積極的に活用する。

「情報発信」については、引き続き、地方公共団体が財政の健全性を確保する上で参考となる情報を積極的に提供する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS 連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学

法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催を通じて広く地方公共団体等に還元する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施するとともに、資金調達に関する最近の実態を把握するため、実態調査を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け地方債資金共同調達機関等の最新の動向等について、専門機関と連携を図りながら、調査研究を実施する。

④ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を実施する。

⑤ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート New Octagon における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進める。

⑥ 地方財政等に関する調査等

地方財政（税制を含む。）に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施する。

⑦ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について、意見交換（財政状況ヒアリング）を実施する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、引き続き団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施する。実施に当たっては、eラー

ニングや Web 会議システム等を積極的に活用する。

また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを強化する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）の4つの支援分野について、市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を引き続き実施し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。

② JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業会計適用拡大など、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型研修を実施する。

④ eラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地の小規模な団体にも広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供する。

また、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにする。

⑤ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。実施に当たっては、オンライン形式も活用しつつ、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に実施する。

⑥ 実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話、メール及びWeb会議システムの活用や、講師派遣等の方法により個別に助言を行う。

(3) 情報発信

地方支援に関する新規事業の実施や拡大に伴い、地方公共団体の活用に必要な情報を提供し、地方支援業務の効果的・円滑な実施につながるよう、地方支援業務のホームページの充実を図る。

また、先進事例検索システムの掲載事例及び財政分析チャートNew Octagonの充実を行うほか、金融知識、参考事例、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報を、ホームページや各種広報媒体等を活用して積極的に発信する。

IV 令和4年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの信認を確固たるものとするため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌 1 ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、新型コロナウイルス感染症に関する状況等を踏まえ、テレワーク環境の整備や感染予防策の徹底等、必要な対策を実施し、業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和4年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和4年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

更に、機構のサーバ等機器の保守期限が令和6年に到来することなどを踏まえ、次期システムへの更新に向けた作業に着手し、業務継続性の確保や業務効率化の一層の推進、情報セキュリティの強化に向けた取組を進める。

(2) 令和4年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和4年度 事業計画

- 1 令和4年度における貸付金は、1,670,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和4年度における貸付回収金は、1,820,113百万円を予定している。
- 3 令和4年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,725,000百万円、長期借入75,000百万円、合計1,800,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和4年度における債券償還金は、2,142,678百万円を予定している。
- 5 令和4年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な地方支援業務の実施を予定している。
- 6 令和4年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、3,099百万円を予定している。

(別紙1)

令和4年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	320
公営住宅事業	112
学校教育施設等整備事業	65
社会福祉施設整備事業	80
一般廃棄物処理事業	57
一般事業	59
地域活性化事業	85
防災対策事業	115
地方道路等整備事業	225
合併特例事業	843
緊急防災・減災事業	1,285
公共施設等適正管理推進事業	1,065
緊急自然災害防止対策事業	961
辺地対策事業	16
過疎対策事業	656
計	5,944
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,935
水道事業（簡易水道）	85
交通事業（一般交通）	28
交通事業（都市高速鉄道）	296
病院事業	1,093
下水道事業	3,203
工業用水道事業	79
電気事業	53
ガス事業	14
介護サービス事業	14
市場事業	76
と畜場事業	2
駐車場事業	4
港湾整備事業	24
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	16
計	6,922
臨時財政対策債	3,834
合計	16,700

(注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

(別紙2)

令和4年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和4年度
国内債	6,550 億円
10年債	2,700 億円
20年債	1,000 億円
5年債	200 億円
30年債	200 億円
FLIP債	2,450 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	2,400 億円
計	11,950 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	令和4年度
地共連引受債	3,000 億円
10年債	1,500 億円
20年債	1,500 億円
地共済引受債	2,300 億円
10年債	1,000 億円
20年債	1,300 億円
計	5,300 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和4年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 合計

合計	令和4年度
	18,000 億円

令和4年度 予算

令和4年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,250,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和4年度 予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	206,919
資金運用収益	196,838
貸付金利息	196,427
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	411
役務取引等収益	71
その他経常収益	10,010
地方公共団体健全化基金受入額	10,000
その他の経常収益	10
経常費用	113,604
資金調達費用	106,508
債券利息	105,849
借入金利息	659
役務取引等費用	268
その他業務費用	2,467
営業経費	4,361
人件費	964
業務費	2,135
その他の営業経費	1,262
経常利益	93,315
特別利益	53,099
公庫債権金利変動準備金取崩額	50,034
利差補てん積立金取崩額	3,064
特別損失	119,109
公庫債権金利変動準備金繰入額	69,075
国庫納付金	50,034
当期純利益	27,304

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和4年度 予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,483,686	債券	19,703,525
有価証券及び現金預け金	992,573	借入金	474,000
金融商品等差入担保金	1,713	金融商品等受入担保金	81,357
その他資産	5,128	その他負債	4,069
有形固定資産及び無形固定資産	6,354	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,907,472
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	701,519
		利差補てん積立金	5,953
		負債の部合計	24,090,711
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	324,761
		一般勘定積立金	324,761
		評価・換算差額等	△ 428
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	398,744
資産の部合計	24,489,454	負債及び純資産の部合計	24,489,454

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和4年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	3,978,731
貸付金	1,670,000
債券償還金	2,142,678
長期借入償還金	-
事業損金	113,123
事務費	3,617
支払利息	106,497
債券発行費	2,659
元利金支払手数料	295
借入金費用	55
固定資産取得費	2,897
国庫納付金	50,034
資金収入合計	3,827,660
貸付回収金	1,820,113
地方公共団体金融機構債券	1,725,000
借入金	75,000
事業益金	197,055
公営競技納付金	10,000
雑収入	492
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△ 151,072
前期末現金預け金等	1,143,645
期末現金預け金等	992,573

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和4年度～令和6年度)

(単位：億円)

科 目	4年度計画	5年度計画	6年度計画
経 常 収 益	2,070	1,850	1,660
経 常 費 用	1,140	1,040	960
経 常 利 益	930	810	700
特 別 損 益	△ 660	△ 550	△ 460
当 期 純 利 益	270	260	240

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間事業年度末現在において機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で23兆3,439億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.04%未満の76億円となっております。

また、貸付残高のうち0.04%未満の90億円は、公庫が地方道路公社に対して行った貸付に係るものです。機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

② 市場取引に係る信用リスク

機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・ この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ 一方で、公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、機構法附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・ 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円
- ・ 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内

(参考) 令和 4 年 9 月 30 日現在

一般勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	7.59 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	7.46 年
	・ デュレーションギャップ	0.13 年（前年同期比△0.04 年）
管理勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	4.27 年
	・ 負債（債券）デュレーション	3.38 年
	・ デュレーションギャップ	0.89 年（前年同期比+0.01 年）
機構全体	・ 資産（貸付）デュレーション	6.91 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	6.57 年
	・ デュレーションギャップ	0.34 年（前年同期比△0.07 年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則、金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

② システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

③ その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当中間事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要は、次のとおりです。

① 貸付業務

(地方債計画の概要)

令和4年度の地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進することができるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、令和4年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせて総額10兆1,814億円とされ、そのうち一般会計債は5兆6,727億円、公営企業債は2兆6,482億円、臨時財政対策債は1兆7,805億円、退職手当債は800億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆7,464億円が計上されました。

(貸付計画)

令和4年度の貸付計画は、1兆6,700億円としております。

(貸付けの概況)

当中間事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、7,004件、7,091億43百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市及び特別区に対するものが最も多く、67.1%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けはありませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けはありませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、26億5百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当中間事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金229,794件、9,043億29百万円、利息261,784件、1,030億15百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金128件、116億98百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

当中間事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は260,542件、23兆3,439億36百万円で、その事業別残高は36ページの表のとおりです。

また、当中間事業年度末における受託貸付残高は17,152件、2,366億92百万円です。

令和4年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	令和4年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	4,912	361	10,632
2 公営住宅建設事業	1,090	362	123	605
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	1,693	347	1,667
(1) 学校教育施設等	1,454	800	146	508
(2) 社会福祉施設	367	72	91	204
(3) 一般廃棄物処理	807	559	110	138
(4) 一般補助施設等	542	262	0	280
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	537
5 一般単独事業	28,013	926	6,185	20,902
(1) 一般	2,411	0	82	2,329
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
(5) 旧合併特例	5,500	0	803	4,697
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	5,220	100	2,088	3,032
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	4,979	746	5
(1) 辺地対策	530	514	16	0
(2) 過疎対策	5,200	4,465	730	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	56,717	13,999	7,762	34,956
二 公営企業債				
1 水道事業	5,566	2,524	2,107	935
2 工業用水道事業	300	0	77	223
3 交通事業	1,963	150	393	1,420
4 電気事業・ガス事業	288	0	74	214
5 港湾整備事業	689	209	29	451
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	755	1,313	2,125
7 市場事業・と畜場事業	379	0	32	347
8 地域開発事業	840	0	0	840
9 下水道事業	12,181	4,520	3,320	4,341
10 観光その他事業	78	0	4	74
計	26,477	8,158	7,349	10,970
合計	83,194	22,157	15,111	45,926
三 臨時財政対策債	17,805	4,095	2,350	11,360
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	101,799	26,252	17,461	58,086

令和4年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	令和4年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	8	6	2
災 害 復 旧 事 業	1	1	0
一 般 単 独 事 業	1	0	1
計	10	7	3
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	5	5	0
計	5	5	0
総 計	15	12	3

令和4年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	令和4年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	4,912	361	10,632
2 公営住宅建設事業	1,098	368	125	605
3 災害復旧事業	1,128	1,128	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	1,693	347	1,667
(1) 学校教育施設等	1,454	800	146	508
(2) 社会福祉施設	367	72	91	204
(3) 一般廃棄物処理	807	559	110	138
(4) 一般補助施設等	542	262	0	280
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	537
5 一般単独事業	28,014	926	6,186	20,902
(1) 一般	2,412	0	83	2,329
(2) 地域活性化策	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
(5) 旧合併特例	5,500	0	803	4,697
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	5,220	100	2,088	3,032
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	4,979	746	5
(1) 辺地対策	530	514	16	0
(2) 過疎対策	5,200	4,465	730	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	56,727	14,006	7,765	34,956
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	2,529	2,107	935
2 工業用水道事業	300	0	77	223
3 交通事業	1,963	150	393	1,420
4 電気事業・ガス事業	288	0	74	214
5 港湾整備事業	689	209	29	451
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	755	1,313	2,125
7 市場事業・と畜場事業	379	0	32	347
8 地域開発事業	840	0	0	840
9 下水道事業	12,181	4,520	3,320	4,341
10 観光その他事業	78	0	4	74
計	26,482	8,163	7,349	10,970
合 計	83,209	22,162	15,114	45,926
三 臨時財政対策債	17,805	4,095	2,350	11,360
四 退職手当債	800	0	0	800
総 計	101,814	26,264	17,464	58,086

当中間事業年度の事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	32,000	33,656	4.7
公営住宅事業	11,200	10,005	1.4
学校教育施設等整備事業	6,500	9,960	1.4
社会福祉施設整備事業	8,000	6,464	0.9
一般廃棄物処理事業	5,700	5,228	0.7
一般補助施設整備等事業	-	173	0.0
一般事業	5,900	4,703	0.7
地域活性化事業	8,500	11,125	1.6
防災対策事業	11,500	8,996	1.3
地方道路等整備事業	22,500	20,762	2.9
合併特例事業	84,300	68,455	9.7
緊急防災・減災事業	128,500	105,042	14.8
公共施設等適正管理推進事業	106,500	104,748	14.8
緊急自然災害防止対策事業	96,100	94,576	13.3
辺地対策事業	1,600	-	0.0
過疎対策事業	65,600	46,233	6.5
計	594,400	530,125	74.8
臨時財政対策債	383,400	120,196	17.9
(一般会計債等分計)	977,800	650,321	91.7
公営企業債			
水道事業(上水道)	193,500	13,426	1.9
(簡易水道)	8,500	2,386	0.3
交通事業(一般交通)	2,800	114	0.0
(都市高速鉄道)	29,600	-	0.0
病院事業	109,300	12,225	1.7
下水道事業	320,300	20,348	2.9
工業用水道事業	7,900	352	0.0
電気事業	5,300	-	0.0
ガス事業	1,400	45	0.0
介護サービス事業	1,400	875	0.1
市場事業	7,600	4,844	0.7
と畜場事業	200	130	0.0
駐車場事業	400	177	0.0
小 計	688,200	54,922	7.7
港湾整備事業	2,400	1,855	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1,600	2,045	0.3
小 計	4,000	3,900	0.6
計	692,200	58,822	8.3
合 計	1,670,000	709,143	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度の団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付額	
	金額	構成比
都道府県	106,557	15.0
政令指定都市	16,143	2.3
市及び特別区	476,163	67.1
町村	103,628	14.6
企業団・組合等	6,652	0.9
計	709,143	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度の貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	229,731	902,379	261,721	102,922
公社貸付	63	1,949	63	93
計	229,794	904,329	261,784	103,015
長期貸付繰上償還				
一般貸付	128	11,698	-	-
公社貸付	-	-	-	-
計	128	11,698	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	229,922	916,027	261,784	103,015

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	529,159	2.3	水道事業	2,931,911	12.6
公営住宅事業	206,569	0.9	一般交通事業	13,141	0.1
全国防災事業	107,743	0.5	都市高速鉄道事業	690,968	3.0
学校教育施設等整備事業	94,896	0.4	病院事業	1,104,854	4.7
社会福祉施設整備事業	114,206	0.5	下水道事業	6,627,232	28.4
一般廃棄物処理事業	55,644	0.2	工業用水道事業	148,581	0.6
一般事業	82,974	0.4	電気事業	46,478	0.2
臨時河川等整備事業	11,871	0.0	ガス事業	17,961	0.1
臨時高等学校整備事業	6,317	0.0	港湾整備事業	36,543	0.2
臨時地方道整備事業	319,654	1.4	介護サービス事業	17,998	0.1
地域活性化事業	92,103	0.4	市場事業	108,135	0.5
防災対策事業	173,041	0.7	と畜場事業	6,822	0.0
地方道路等整備事業	479,320	2.0	観光施設事業	3,998	0.0
合併特例事業	1,120,864	4.8	駐車場事業	9,484	0.0
緊急防災・減災事業	880,347	3.8	産業廃棄物処理事業	66	0.0
公共施設最適化事業	18,817	0.1	一般貸付計	23,334,984	100.0
公共施設等適正管理推進事業	376,126	1.6	道路公社	8,952	0.0
緊急自然災害防止対策事業	247,874	1.1	公社貸付計	8,952	0.0
過疎対策事業	149,164	0.6	合計	23,343,936	100.0
一般補助施設整備等事業	5,723	0.0			
臨時財政対策債	5,973,726	25.6			
減収補填債	524,678	2.2			

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	297	493,630	5,679	662,696	9,135	226,143	289	24,446			15,400	1,406,915
青森	177	30,363	2,234	268,946	1,532	53,270	113	16,488			4,056	369,067
岩手	246	56,513	2,771	248,866	941	35,597	218	17,947			4,176	358,923
宮城	305	110,801	4,603	368,186	2,684	55,095	126	8,050			7,718	542,132
秋田	207	30,217	4,610	276,800	1,046	9,257	10	1,641			5,873	317,915
山形	210	77,328	2,899	172,297	1,981	35,113	177	9,853			5,267	294,591
福島	385	97,403	3,745	235,939	3,184	57,264	171	15,676			7,485	406,283
茨城	483	134,291	7,315	486,546	1,475	41,119	268	27,092	1	4	9,542	689,054
栃木	261	73,016	3,297	239,716	967	34,127	18	2,368			4,543	349,227
群馬	194	34,180	3,398	216,925	1,793	32,910	248	24,654			5,633	308,668
埼玉	246	296,288	7,033	725,624	1,975	61,409	330	18,112			9,584	1,101,433
千葉	366	172,483	5,617	731,209	962	27,471	579	40,936	3	400	7,527	972,498
東京	85	85,222	2,326	304,677	171	4,896	33	13,760			2,615	408,555
神奈川	194	223,779	3,437	767,578	1,373	51,202	54	24,031			5,058	1,066,590
新潟	257	50,125	7,807	385,909	966	15,974	246	18,968			9,276	470,976
富山	240	29,305	3,563	271,626	584	20,006	149	12,384			4,536	333,322
石川	127	25,718	2,832	168,540	1,299	44,480	34	2,554			4,292	241,292
福井	191	25,608	2,228	163,042	765	10,002	63	3,082			3,247	201,733
山梨	136	26,885	2,729	107,344	950	15,746	134	3,589			3,949	153,564
長野	278	44,941	4,192	242,675	3,241	54,217	192	11,108	1	3	7,904	352,944
岐阜	230	160,938	4,392	213,425	1,413	44,530	16	1,010			6,051	419,903
静岡	278	40,473	5,163	384,987	887	29,371	73	7,224	4	42	6,405	462,097
愛知	202	261,391	5,426	614,233	928	26,617	72	2,109	20	4,942	6,648	909,292
三重	394	155,756	4,079	315,068	1,130	29,810	30	3,784			5,633	504,418
滋賀	195	78,850	4,041	229,948	618	14,421	171	6,900			5,025	330,120
京都	185	38,888	3,801	457,705	1,206	30,435	35	5,886	2	17	5,229	532,932
大阪	79	248,361	6,470	1,249,114	1,018	39,947	496	68,628			8,063	1,606,050
兵庫	301	465,384	8,530	955,986	2,283	86,569	408	40,022	5	181	11,527	1,548,142
奈良	256	94,305	2,555	206,699	2,218	74,364	96	4,495			5,125	379,863
和歌山	115	51,925	1,910	236,818	1,832	68,619	101	6,647			3,958	364,009
鳥取	349	95,396	1,283	113,453	1,962	43,988	35	1,754			3,629	254,591
島根	287	92,400	2,776	186,651	354	8,639	78	4,067			3,495	291,758
岡山	196	84,456	4,609	299,005	1,310	25,849	89	9,296			6,204	418,606
広島	478	196,072	4,246	410,490	1,016	31,310	20	2,879	12	1,904	5,772	642,654
山口	409	57,967	4,330	264,029	654	11,842	64	2,920			5,457	336,758
徳島	193	41,388	1,583	124,516	921	30,332	3	141			2,700	196,377
香川	163	25,021	1,860	122,305	795	24,510	574	20,886			3,392	192,721
愛媛	69	31,027	2,318	188,401	770	27,041	20	474			3,177	246,943
高知	172	90,502	1,982	148,267	1,070	30,379	15	6,591			3,239	275,738
福岡	98	177,058	5,724	823,769	2,424	106,748	379	23,125	12	1,458	8,637	1,132,159
佐賀	73	37,070	1,687	156,618	689	29,459	150	8,589			2,599	231,737
長崎	145	57,745	2,823	258,228	781	20,401	14	2,121			3,763	338,494
熊本	163	89,724	2,801	189,008	1,925	55,593	70	22,340			4,959	356,665
大分	78	28,210	2,420	137,344	221	7,231					2,719	172,785
宮崎	139	67,674	2,059	149,538	777	21,983	18	473			2,993	239,668
鹿児島	178	131,224	2,395	161,228	967	28,544	17	1,006			3,557	322,002
沖縄	215	91,062	1,674	165,430	964	32,429	52	2,849			2,905	291,770
合計	10,525	5,108,361	175,252	15,807,407	68,157	1,866,262	6,548	552,954	60	8,952	260,542	23,343,936

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(317件、57,141百万円)を含みます。
 2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

② 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせ、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

(業務の概況)

・調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとした連携プロジェクトを開始し、教育事業については、GRIPSにおいて総務省職員や学識経験者等による講義を実施し、調査研究事業については、4月、5月に調査研究会を開催し、調査研究事業の前半テーマである「新時代における地域に貢献する人づくり」についての報告や、調査研究の方向性等について議論を深めました。また、6月には、第2回となるフォーラムを対面とオンライン形式のハイブリッドで開催し、調査研究事業の成果を地方公共団体等に広く還元しました。

そのほか、地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施することとし、「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」の立ち上げに向けて準備を進めたほか、地方公共団体における資金運用管理等に関する実態調査等を実施しました。

・人材育成・実務支援

総務省と共同して、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行の4つの支援分野について、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、9月末までに延べ594団体への派遣について支援決定を行いました。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、約3年ぶりに集合形式による各種のセミナー・研修を実施するとともに、首長・公営企業管理者に公営企業の経営改革等の必要性や取組を理解してもらう機会を設けるため、総務省と共同してセミナーを開催することとし、準備を進めました。また、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、集合形式で実施した講義をeラーニングで配信することで学びの機会を確保しました。さらに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関するeラーニング用の独自コンテンツの作成を進めるとともに、令和3年度に配信した講義のうち先進自治体の取組事例については、後年度においても活用できるようアーカイブ化し、配信することで、受講者のニーズに応じた学びの機会を拡充しました。

資金調達・資金運用・財務分析の各テーマに関する課題解決に向けた講義を自治体ファイナンス・アドバイザー等により実施する出前講座については、受講団体の要望に応じ、対面形式もしくはオンライン形式により15件実施し、また、財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援については、電話・メール・オンライン形式により19件実施しました。

・情報発信

地方公共団体が自らの財政状況を簡単に分析できるツールとして提供している財政分析チャート「New Octagon」及び先進事例検索システムの運用を行いました。また、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子などを通じて提供しました。

③ 資金調達業務

当中間事業年度の資金調達総額は9,355億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債1,650億円、同20年債700億円、同5年債130億円、同30年債100億円、FLIP債（※1）1,540億円、MTNプログラム（※2）1,935億円（額面ベースでは1,943億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債1,355億円、20年債1,495億円です。

その他、長期借入による調達を450億円行いました。

この結果、当中間事業年度末における機構債券の発行残高（※3）は、19兆7,677億円、借入金の残高は長期借入金4,445億円となりました。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

※1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTNプログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Notesプログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

※3 機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しております。

当中間事業年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第155回	10年	300	0.304	100	R4.4.21	R14.4.28
第156回	10年	300	0.299	100	R4.5.24	R14.5.28
第157回	10年	300	0.314	100	R4.6.20	R14.6.28
第158回	10年	250	0.364	100	R4.7.22	R14.7.28
第159回	10年	250	0.295	100	R4.8.19	R14.8.27
第160回	10年	250	0.384	100	R4.9.20	R14.9.28
第97回	20年	150	0.772	100	R4.4.21	R24.4.28
第98回	20年	200	0.796	100	R4.6.20	R24.6.27
第99回	20年	200	0.944	100	R4.7.22	R24.7.28
第100回	20年	150	0.947	100	R4.9.20	R24.9.26
第31回	5年	130	0.115	100	R4.7.22	R9.7.28
第15回	30年	100	1.055	100	R4.4.21	R34.4.26
F670回	5年	200	0.085	100	R4.4.26	R9.5.26
F671回	9年	200	0.293	100	R4.4.26	R13.3.20
F672回	11年	30	0.328	100	R4.4.26	R15.2.25
F673回	13年	30	0.430	100	R4.4.26	R17.3.26
F674回	7年	100	0.218	100	R4.4.27	R11.4.26
F675回	9年	30	0.292	100	R4.4.27	R13.10.27
F676回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.25
F677回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.26
F678回	21年	30	0.808	100	R4.4.27	R25.4.27
F679回	11年	30	0.340	100	R4.4.28	R14.11.26
F680回	13年	30	0.449	100	R4.4.28	R17.3.28
F681回	19年	30	0.752	100	R4.4.28	R23.4.26
F682回	9年	60	0.273	100	R4.5.31	R13.5.29
F683回	19年	30	0.721	100	R4.5.31	R23.5.30
F684回	5年	50	0.116	100	R4.6.24	R9.8.24
F685回	14年	60	0.672	100	R4.6.24	R18.12.24
F686回	15年	30	0.711	100	R4.6.24	R19.12.24
F687回	12年	30	0.525	100	R4.7.27	R17.1.26
F688回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.24
F689回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.27
F690回	8年	60	0.313	100	R4.7.28	R12.7.26

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F691回	15年	30	0.679	100	R4.7.28	R19.7.28
F692回	19年	30	0.911	100	R4.7.28	R24.1.28
F693回	7年	60	0.279	100	R4.9.27	R11.9.27
F694回	5年	50	0.180	100	R4.9.29	R9.11.29
F695回	7年	200	0.305	100	R4.9.29	R11.9.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回数	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第93回	5年	ユーロ	36	2.229	100	R4.7.5	R9.7.5
第94回	3年	豪ドル	53	3.60	99.99	R4.7.25	R7.7.24
第95回	6年	ユーロ	35	1.957	100	R4.7.26	R10.7.26
第96回	5年	ユーロ	1,734	2.375	99.544	R4.9.8	R9.9.8
第97回	5年	米ドル	24	3.72	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第98回	5年	豪ドル	53	4.18	99.99	R4.9.28	R9.9.28

※ 円換算後の発行額 (発行価額ベース) は回数ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第147回	10年	200	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
A号第148回	10年	150	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
A号第149回	10年	150	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
A号第150回	10年	100	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
A号第151回	10年	150	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
A号第152回	10年	100	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
B号第78回	10年	55	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
B号第79回	10年	50	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
B号第80回	10年	75	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
B号第81回	10年	150	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
B号第82回	10年	105	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
B号第83回	10年	70	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
C号第78回	20年	85	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
C号第79回	20年	70	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第80回	20年	100	0.816	100	R4. 6. 21	R24. 6. 20
C号第81回	20年	175	0.964	100	R4. 7. 25	R24. 7. 25
C号第82回	20年	120	0.841	100	R4. 8. 22	R24. 8. 22
C号第83回	20年	95	0.967	100	R4. 9. 22	R24. 9. 22
D号第73回	20年	200	0.792	100	R4. 4. 22	R24. 4. 22
D号第74回	20年	150	0.797	100	R4. 5. 25	R24. 5. 23
D号第75回	20年	150	0.816	100	R4. 6. 21	R24. 6. 20
D号第76回	20年	100	0.964	100	R4. 7. 25	R24. 7. 25
D号第77回	20年	150	0.841	100	R4. 8. 22	R24. 8. 22
D号第78回	20年	100	0.967	100	R4. 9. 22	R24. 9. 22

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

当中間事業年度借入状況

(借入金)

区分	当期末残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	515	0.633	R5.5.29～ R5.9.29
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	3,995	3,930	0.140	R5.12.19～ R22.3.16

償還方法：満期一括返済

(2) 当中間事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,025億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益です。また、経常費用は579億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用です。

この結果、経常利益は445億円となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額250億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額15億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額358億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金250億円を計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間接純利益は103億円となりました。

(当中間事業年度の資産等の状況)

資産の部は、貸付金等の24兆7,189億円、負債の部は、債券等の24兆3,430億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,759億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは1,164億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは201億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは250億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は4,248億円となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間事業年度末現在において、主要な設備に重要な異動はありません。

当中間事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,726	1,659	616	223	—	2,500	88

- (注) 1. 上表の設備に関連する建物の年間賃借料は246百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品208百万円、その他15百万円です。
3. 上表にはソフトウェア890百万円は含みません。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末現在において、前事業年度末までに計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却売却等の計画はありません。

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当中間事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設等はありません。なお、ソフトウェア2,164百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当機構保有の社宅について、売却を計画しております。なお、当該社宅の前事業年度末における状況は次のとおりです。

対象	所在地	土地		建物
		面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	
社宅	東京都 世田谷区	618.73	327	94

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

機構の資本金は、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和4年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2【役員 の 状 況】

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの役員 の 異 動 は 次 の と お り で す。

男性7名、女性一名（役員のうち女性の比率 ー%）

① 新任役員

（令和4年9月30日現在）

役名・職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理 事	鈴木 清	昭和44年2月23日生	平成4年4月 自治省入省 平成27年4月 内閣官房内閣参事官（内閣人事局） 平成29年7月 総務省自治行政局地域自立応援課長 平成30年4月 総務省自治税務局市町村税課長 令和元年7月 北九州市副市長 令和4年7月 地方公共団体金融機構理事（現職）	(注1)

(注1) 任期は2年、令和4年7月1日から令和4年9月30日までです。

なお、令和4年8月1日付で大森正明が監事（非常勤）に再任されています。

② 退任役員

役名・職名	氏 名	退任年月日
理 事	的井 宏樹	令和4年6月30日
理 事	塚田 祐次	令和4年9月30日
監 事	村田 有	令和4年9月30日

③ 役員 の 異 動

該当事項はありません。

第5【経理 の 状 況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「财会省令」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)		当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,550,819	94.83	23,343,936	94.44
有価証券		920,000	3.70	939,800	3.80
現金預け金		353,491	1.42	424,869	1.72
金融商品等差入担保金		812	0.00	1,361	0.01
その他資産		6,193	0.02	5,630	0.02
有形固定資産	1	2,572	0.01	2,500	0.01
無形固定資産		976	0.00	890	0.00
資産の部合計	3	24,834,865	100.00	24,718,988	100.00
(負債の部)					
債券		20,103,035	80.95	19,763,726	79.95
借入金		399,500	1.61	444,500	1.80
金融商品等受入担保金		147,451	0.59	307,115	1.24
その他負債		4,644	0.02	6,337	0.03
賞与引当金		59	0.00	55	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	9	0.00
退職給付引当金		64	0.00	76	0.00
役員退職慰労引当金		15	0.00	13	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	920,287	3.72
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	920,287	3.72
特別法上の準備金等	4	2,891,692	11.64	2,900,953	11.74
金利変動準備金		2,200,000	8.86	2,200,000	8.90
公庫債権金利変動準備金		682,675	2.75	693,535	2.81
利差補てん積立金		9,017	0.04	7,418	0.03
負債の部合計		24,466,761	98.52	24,343,075	98.48
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		298,035	1.20	308,340	1.25
一般勘定積立金		298,035	1.20	298,035	1.21
一般勘定中間未処分利益		-	-	10,305	0.04
評価・換算差額等		△ 4,342	△ 0.02	△ 6,838	△ 0.03
管理勘定利益積立金		57,808	0.23	57,808	0.23
純資産の部合計		368,104	1.48	375,913	1.52
負債及び純資産の部合計		24,834,865	100.00	24,718,988	100.00

②【中間損益計算書】

科目	注記番号	前中間事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)		当中間事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		113,903	100.00	102,545	100.00
資金運用収益		113,840		102,463	
役務取引等収益		52		47	
その他業務収益		6		29	
その他経常収益		4		5	
経常費用		64,465	56.60	57,979	56.54
資金調達費用		60,750		54,914	
役務取引等費用		150		142	
その他業務費用		1,953		1,283	
営業経費		1,611		1,638	
経常利益		49,438	43.40	44,566	43.46
特別利益		21,932	19.25	26,598	25.94
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	20,000		25,000	
利差補てん積立金取崩額		1,932		1,598	
特別損失		62,148	54.56	60,859	59.35
公庫債権金利変動準備金繰入額		42,148		35,859	
国庫納付金	2	20,000		25,000	
中間純利益	1	9,221	8.10	10,305	10.05

③【中間純資産変動計算書】

I 前中間事業年度

(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共同体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	265,772	-	282,374	437	57,808	340,621
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9,221	9,221	-	-	9,221
出資者資本以外の項 目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	△1,146	-	△1,146
当中間期変動額合計	-	-	9,221	9,221	△1,146	-	8,074
当中間期末残高	16,602	265,772	9,221	291,596	△708	57,808	348,696

II 当中間事業年度

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共同体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	298,035	-	314,637	△4,342	57,808	368,104
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	10,305	10,305	-	-	10,305
出資者資本以外の項 目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	△2,496	-	△2,496
当中間期変動額合計	-	-	10,305	10,305	△2,496	-	7,808
当中間期末残高	16,602	298,035	10,305	324,943	△6,838	57,808	375,913

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前中間事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間純利益		9,221	10,305
減価償却費		241	257
資金運用収益		△ 113,840	△ 102,463
資金調達費用		60,750	54,914
賞与引当金の増減額(△は減少)		△ 0	△ 4
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		-	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		7	11
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△ 9	△ 2
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		42,148	35,859
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 1,932	△ 1,598
貸付金の純増(△)減		△ 132,355	206,883
債券の純増減(△)		△ 146,504	△ 339,648
借入金の純増減(△)		28,000	45,000
資金運用による収入		114,647	103,094
資金調達による支出		△ 60,785	△ 54,850
その他		20,352	158,720
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 180,056	116,479
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		1,425,500	1,379,000
有価証券の取得による支出		△ 1,742,500	△ 1,398,800
有形固定資産の取得による支出		△ 11	△ 47
無形固定資産の取得による支出		△ 66	△ 253
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 317,077	△ 20,101
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 20,000	△ 25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 20,000	△ 25,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 517,134	71,377
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,106,432	353,491
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		589,297	424,869

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～20年
----	---------	-----	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

機構法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項、同法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、財省令第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第

3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

令和4年度においては、「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。なお、「（中間損益計算書関係）」に記載のとおり、250億円は当中間期に納付しております。

注記事項等

(重要な会計上の見積り関係)

1. 貸倒引当金

(1) 財務諸表に計上した金額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)
—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「(中間貸借対照表関係) 2. 貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「(金融商品関係) 1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)
953 百万円	1,025 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、「法人税法施行令」(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)
地方公共団体金融機構債券等の額	20,103,035 百万円	19,763,726 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

機構法第38条第1項、第3項、同法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。

(3) 利差補てん積立金

機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(中間損益計算書関係)

1. 中間純利益の勘定別内訳

項目	前中間事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
一般勘定	9,221 百万円	10,305 百万円
管理勘定	－百万円	－百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

国帰属省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前中間事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当中間事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
省令	「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和3年総務省・財務省令第1号)による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)	「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年総務省・財務省令第2号)による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)
金額	200 億円	250 億円

(収益認識基準関係)

機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付を実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは

別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定に

においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。

- この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- 一方で、公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、機構法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)
金利が10ベーシス・ポイント高い場合	29,584百万円減少	25,445百万円減少
金利が10ベーシス・ポイント低い場合	29,985百万円増加	25,774百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	当事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)
金利が10ベース・ポイント高い場合	6,319百万円減少	5,967百万円減少
金利が10ベース・ポイント低い場合	6,383百万円増加	6,024百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	920,000	920,000	-
(3) 現金預け金	353,491	353,491	-
(4) 金融商品等差入担保金	812	812	-
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
(1) 債券	20,103,035	20,372,729	269,694
(2) 借入金	399,500	398,522	△977
(3) 金融商品等受入担保金	147,451	147,451	-
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

当中間事業年度末（令和4年9月30日現在）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,343,936	23,612,674	268,737
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	939,800	939,800	-
(3) 現金預け金	424,869	424,869	-
(4) 金融商品等差入担保金	1,361	1,361	-
資産計	24,709,966	24,978,704	268,737
(1) 債券	19,763,726	19,761,070	△2,656
(2) 借入金	444,500	442,788	△1,711
(3) 金融商品等受入担保金	307,115	307,115	-
負債計	20,515,341	20,510,973	△4,368
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△1,985	△1,985	-
デリバティブ取引計	△1,985	△1,985	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	14,000	-	※2	
合計			2,013,994	1,753,986		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	68,500	68,500	△992	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,935,725	1,708,944	※3	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	10,900	-	※3	
合計			2,035,125	1,797,444		

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日（決算日）後の償還予定額

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券 満期保有目的 のもの	920,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	353,491	-	-	-	-	-	-	-	-

当中間事業年度末（令和4年9月30日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,806,338	1,765,971	1,721,785	1,654,468	1,578,565	6,562,118	6,581,542	1,631,188	41,958
有価証券 満期保有目的 のもの	939,800	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	424,869	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日（決算日）後の返済予定額

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	-	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	-	-

当中間事業年度末（令和4年9月30日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,075,950	2,253,640	2,218,739	1,419,269	1,646,942	5,804,071	3,933,144	294,000	122,000
借入金	51,500	74,700	84,400	74,000	133,500	22,800	3,600	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当なし
- (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	-	-	24,209,869	24,209,869
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	-	920,000	-	920,000
(3) 現金預け金	-	353,491	-	353,491
(4) 金融商品等差入担保金	-	812	-	812
資産計	-	1,274,303	24,209,869	25,484,172
(1) 債券	-	20,372,729	-	20,372,729
(2) 借入金	-	398,522	-	398,522
(3) 金融商品等受入担保金	-	147,451	-	147,451
負債計	-	20,918,702	-	20,918,702
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-	-

当中間事業年度末（令和4年9月30日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	-	-	23,612,674	23,612,674
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	-	939,800	-	939,800
(3) 現金預け金	-	424,869	-	424,869
(4) 金融商品等差入担保金	-	1,361	-	1,361
資産計	-	1,366,030	23,612,674	24,978,704
(1) 債券	-	19,761,070	-	19,761,070
(2) 借入金	-	442,788	-	442,788
(3) 金融商品等受入担保金	-	307,115	-	307,115
負債計	-	20,510,973	-	20,510,973
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	△ 1,985	-	△ 1,985
デリバティブ取引計	-	△ 1,985	-	△ 1,985

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、中間決算日（決算日）現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報該当なし

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	-
	小計	920,000	920,000	-
合計		920,000	920,000	-

当中間事業年度末 (令和4年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	939,800	939,800	-
	小計	939,800	939,800	-
合計		939,800	939,800	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(勘定別情報関係)

勘定別情報 (貸借対照表関係)

I 前事業年度末

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	18,611,519	4,939,300		23,550,819
有価証券	920,000			920,000
現金預け金	353,491			353,491
金融商品等差入担保金	812			812
その他資産	3,260	2,932		6,193
有形固定資産	2,572			2,572
無形固定資産	976			976
一般勘定貸		600,043	△ 600,043	
資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865
負債の部				
債券	15,313,128	4,789,906		20,103,035
借入金	399,500			399,500
金融商品等受入担保金	147,451			147,451
その他負債	1,776	2,868		4,644
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	64			64
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,043		△ 600,043	
特別法上の準備金等	2,200,000	691,692		2,891,692
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		682,675		682,675
利差補てん積立金		9,017		9,017
負債の部合計	19,582,337	5,484,467	△ 600,043	24,466,761
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	298,035			298,035
一般勘定積立金	298,035			298,035
評価・換算差額等	△ 4,342			△ 4,342
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	310,295	57,808		368,104
負債及び純資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金
損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

Ⅱ 当中間事業年度末

(令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	18,799,053	4,544,882		23,343,936
有価証券	939,800			939,800
現金預け金	424,869			424,869
金融商品等差入担保金	1,361			1,361
その他資産	3,199	2,430		5,630
有形固定資産	2,500			2,500
無形固定資産	890			890
一般勘定貸		527,875	△ 527,875	
資産の部合計	20,171,675	5,075,187	△ 527,875	24,718,988
負債の部				
債券	15,449,995	4,313,731		19,763,726
借入金	444,500			444,500
金融商品等受入担保金	307,115			307,115
その他負債	3,643	2,693		6,337
賞与引当金	55			55
役員賞与引当金	9			9
退職給付引当金	76			76
役員退職慰労引当金	13			13
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	527,875		△ 527,875	
特別法上の準備金等	2,200,000	700,953		2,900,953
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		693,535		693,535
利差補てん積立金		7,418		7,418
負債の部合計	19,853,571	5,017,378	△ 527,875	24,343,075
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	308,340			308,340
一般勘定積立金	298,035			298,035
一般勘定中間未処分利益	10,305			10,305
評価・換算差額等	△ 6,838			△ 6,838
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	318,104	57,808		375,913
負債及び純資産の部合計	20,171,675	5,075,187	△ 527,875	24,718,988

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
 管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定中間未処分利益
 中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
 機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

I 前中間事業年度

(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	56,089	60,540	△ 2,726	113,903
資金運用収益	55,802	58,037		113,840
役務取引等収益	52			52
その他業務収益	6			6
その他経常収益	4			4
管理勘定事務受託費	222		△ 222	
一般勘定貸受取利息		3	△ 3	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		2,500	△ 2,500	
経常費用	46,867	20,324	△ 2,726	64,465
資金調達費用	40,971	19,778		60,750
役務取引等費用	99	50		150
その他業務費用	1,710	242		1,953
営業経費	1,582	29		1,611
管理勘定借支払利息	3		△ 3	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,500		△ 2,500	
一般勘定事務委託費		222	△ 222	
経常利益	9,221	40,216	-	49,438
特別利益	-	21,932	-	21,932
公庫債権金利変動準備金取崩額		20,000		20,000
利差補てん積立金取崩額		1,932		1,932
特別損失	-	62,148	-	62,148
公庫債権金利変動準備金繰入額		42,148		42,148
国庫納付金		20,000		20,000
中間純利益	9,221	-	-	9,221

II 当中間事業年度

(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	54,534	50,358	△ 2,346	102,545
資金運用収益	54,292	48,171		102,463
役務取引等収益	47			47
その他業務収益	29			29
その他経常収益	5			5
管理勘定事務受託費	159		△ 159	
一般勘定貸受取利息		1	△ 1	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		2,185	△ 2,185	
経常費用	44,228	16,097	△ 2,346	57,979
資金調達費用	39,020	15,894		54,914
役務取引等費用	103	39		142
その他業務費用	1,283			1,283
営業経費	1,634	3		1,638
管理勘定借支払利息	1		△ 1	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,185		△ 2,185	
一般勘定事務委託費		159	△ 159	
経常利益	10,305	34,260	-	44,566
特別利益	-	26,598	-	26,598
公庫債権金利変動準備金取崩額		25,000		25,000
利差補てん積立金取崩額		1,598		1,598
特別損失	-	60,859	-	60,859
公庫債権金利変動準備金繰入額		35,859		35,859
国庫納付金		25,000		25,000
中間純利益	10,305	-	-	10,305

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（令和4年9月30日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

① 資産の部

現金預け金	銀行への預け金 424,869 百万円です。
その他資産	未収収益 5,512 百万円（未収貸付金利息 5,228 百万円その他）、その他の資産 117 百万円（敷金等 107 百万円その他）です。

② 負債の部

その他負債	未払費用 3,830 百万円（未払債券利息 3,731 百万円その他）、その他の負債 2,494 百万円（金利スワップ負債 2,095 百万円その他）などです。
-------	--

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<https://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 宜 幸

中間監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、会計監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

